

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百十号）新旧対照条文  
 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前																	
<p>（同乗の禁止の対象とならない自動車）</p> <p>第二十六条の二 法第六十四条第三項及び第六十五条第四項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（自動車の使用の制限の基準）</p> <p>第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。）を含む。以下この条及び次条において同じ。</p> <p>。（）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>自動車の使用等</td> <td>違反行為</td> <td>自動車</td> <td>違反行為</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		自動車の使用等	違反行為	自動車	違反行為	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>（同乗の禁止の対象とならない自動車）</p> <p>第二十六条の二 法第六十五条第四項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（自動車の使用の制限の基準）</p> <p>第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。）を含む。以下この条及び次条において同じ。</p> <p>。（）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>自動車の使用等</td> <td>違反行為</td> <td>自動車</td> <td>違反行為</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		自動車の使用等	違反行為	自動車	違反行為	（略）	（略）	（略）	（略）
自動車の使用等	違反行為	自動車	違反行為																
（略）	（略）	（略）	（略）																
自動車の使用等	違反行為	自動車	違反行為																
（略）	（略）	（略）	（略）																

違反行為	違反行為	違反行為	違反行為
法第百七十七條の二の二第九号の違反行為	法第百七十七條の二の二第一号又は法第百七十七條の二の二第三号の違反行為	法第百七十七條の二の二第七号の違反行為	違反行為
法第百七十七條の二の二第十号の違反行為	法第百七十七條の二の二第七号の違反行為	違反行為	違反行為
(略)	(略)	(略)	(略)
自動車の使用 者等の違反行為	自動車 の運転 者の違反行為	事 情	一 (略) 二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百七十七條の二第四号若しくは第五号、法第百七十七條の二の二第八号から第十号まで若しくは法第百十八條第一項第四

二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、二月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

違反行為	違反行為	違反行為	違反行為
法第百七十七條の二の二第七号の違反行為	法第百七十七條の二の二第五号の違反行為	法第百七十七條の二の二第一号の違反行為	違反行為
法第百七十七條の四第三号の違反行為	法第百七十七條の四第二号の違反行為	違反行為	違反行為
(略)	(略)	(略)	(略)
自動車の使用 者等の違反行為	自動車 の運転 者の違反行為	事 情	一 (略) 二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百七十七條の二第四号若しくは第五号、法第百七十七條の二の二第六号若しくは第七号、法第百七十七條の四第三号若しく

二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、二月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

三	(略)	号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八条第一項第四号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第五号、法第百十九条第一項第十一号若しくは法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした者であること。

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定め

三	(略)	は法第百十八条第一項第四号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八条第一項第四号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第五号、法第百十九条第一項第十一号若しくは法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした者であること。

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定め

る点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができるとする。

表一

違反行為	自動車の使用者に對する指示	罪
(略)	(略)	(略)
法第六十六条の二第一項に規定する過労運転	法第六十六条の二第一項の規定による指示	法第一百七十七条の二の二第七号の罪

表二・表三 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - イ (略)
  - ロ 法第一百七十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第一百七十七条の二の二第八号から第十一号までの罪、法第一百八条第一項第四号

る点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができるとする。

表一

違反行為	自動車の使用者に對する指示	罪
(略)	(略)	(略)
法第六十六条の二第一項に規定する過労運転	法第六十六条の二第一項の規定による指示	法第一百七十七条の二の二第五号の罪

表二・表三 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - イ (略)
  - ロ 法第一百七十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第一百七十七条の二の二第六号若しくは第七号の罪、法第一百七十七条の四第三号若し

若しくは第五号の罪、法第百十九条第一項第十一号の罪又は法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

八 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二の罪、同法第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（口に掲げる罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

2  
(略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号若しくは第三号、法第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメー

くは第四号の罪、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第百十九条第一項第十一号の罪又は法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

八 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二の罪、同法第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（口に掲げる罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

2  
(略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号若しくは第三号、法第百十七条の二の二第一号若しくは第五号、法第百十七条の三、法第百十七条の四第二号若しくは法第百十八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速

トル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四（略）

2（略）

（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域）

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

- 一（略）
- 二 スロベニア共和国
- 三 五（略）
- 六 モナコ公国
- 七（略）

（アルコールの程度）

第四十四条の三 法第百七条の二の二第三号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグ

度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四（略）

2（略）

（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域）

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

- 一 イタリア共和国
- 二（略）
- 三 五（略）
- 六（略）

（アルコールの程度）

第四十四条の三 法第百七条の二の二第一号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグ

ラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類	点数
無免許運転、酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十九点
(略)	(略)

二 (略)  
三 (略)

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の113から122までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ・ロ) (略)

3 二の113から122までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

ラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類	点数
酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十三点
無免許運転又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十九点
(略)	(略)

二 (略)  
三 (略)

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の114から123までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ・ロ) (略)

3 二の114から123までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 「無免許運転」とは、法第六十四条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 2 (略)
- 3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為<sup>124</sup>に規定する行為を除く。をいう。
- 4 (略)
- 5 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(五十以上)等」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態(2に規定する状態を除く。)で運転している場合における10から12までに規定する行為をいう。
- 6 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十)高速四十以上五十未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における13から16までに規定する行為をいう。
- 7 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十)高速四十)未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における17、19又は20に規定する行為をいう。

二一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 (略)
- 2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為<sup>125</sup>に規定する行為を除く。をいう。
- 3 (略)
- 4 「酒気帯び(〇・二五未満)無免許運転」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態(1に規定する状態を除く。)で運転している場合における5に規定する行為をいう。
- 5 「無免許運転」とは、法第六十四条の規定に違反する行為をいう。
- 6 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(五十以上)等」とは、4に規定する状態で運転している場合における11から13までに規定する行為をいう。
- 7 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十)高速四十以上五十未満)等」とは、4に規定する状態で運転している場合における14から17までに規定する行為をいう。
- 8 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十)高速四十)未満)等」とは、4に規定する状態で運転している場合における18、20又は21に規定する行為をいう。



8| 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、5|に規定する状態で運転している場合における22|から42|まで、44|から58|まで又は60|から112|までに規定する行為をいう。

9| 「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち5|に規定する状態で運転する行為（5|から8|までに規定する行為を除く。）をいう。

10|  
19| （略）

20| 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（14|に規定する行為を除く。）をいう。

21|  
41| （略）

42| 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、18|に規定する行為以外のものをいう。

43|  
44| （略）

45| 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（19|に規定する行為を除く。）をいう。

46|  
68| （略）

69| 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（32|に規定する行為を除く。）をいう。

70|  
78| （略）

9| 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、4|に規定する状態で運転している場合における23|から43|まで、45|から59|まで又は61|から113|までに規定する行為をいう。

10| 「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち4|に規定する状態で運転する行為（4|及び6|から9|までに規定する行為を除く。）をいう。

11|  
20| （略）

21| 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（15|に規定する行為を除く。）をいう。

22|  
42| （略）

43| 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、19|に規定する行為以外のものをいう。

44|  
45| （略）

46| 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（20|に規定する行為を除く。）をいう。

47|  
69| （略）

70| 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（33|に規定する行為を除く。）をいう。

71|  
79| （略）

79| 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）、のうち、43|に規定する行為以外のものをいう。

80| } 87| (略)

88| 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（44|に規定する行為を除く。）をいう。

89| } 93| (略)

94| 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（46|に規定する行為を除く。）をいう。

95| } 99| (略)

100| 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（51|に規定する場合を除く。）をいう。

101| } 114| (略)

115| 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表におい

80| 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）、のうち、44|に規定する行為以外のものをいう。

81| } 88| (略)

89| 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（45|に規定する行為を除く。）をいう。

90| } 94| (略)

95| 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（47|に規定する行為を除く。）をいう。

96| } 100| (略)

101| 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（52|に規定する場合を除く。）をいう。

102| } 115| (略)

116| 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表におい

て同じ。( )によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。117及び119において同じ。)のうち、負傷者の治療期間(負傷の治療に要する期間(負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間)をいう。以下同じ。)が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状が固定したときを含む。))における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものを用いる。以下同じ。)が存するものを用いる。

116|120|  
(略)

121|「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、115、117及び119に規定する行為以外のものを用いる。

122|125|  
(略)

別表第四(第三十三條の二、第三十三條の七、第三十七條の八、第三十八條、第三十九條の三關係)

一・二 (略)

三 重大違反等(別表第二の一の表に定める点数が十五点から十九点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷(別表第五第一号に掲げるものを除く。))又は人の傷害に係る道路外致死傷(治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。))で専ら当該行為をした者の不注意によるもの

て同じ。( )によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。118及び120において同じ。)のうち、負傷者の治療期間(負傷の治療に要する期間(負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間)をいう。以下同じ。)が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状が固定したときを含む。))における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものを用いる。以下同じ。)が存するものを用いる。

117|121|  
(略)

122|「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、116、118及び120に規定する行為以外のものを用いる。

123|126|  
(略)

別表第四(第三十三條の二、第三十三條の七、第三十七條の八、第三十八條、第三十九條の三關係)

一・二 (略)

三 重大違反等(別表第二の一の表に定める点数が十五点から十三点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷(別表第五第一号に掲げるものを除く。))又は人の傷害に係る道路外致死傷(治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。))で専ら当該行為をした者の不注意によるもの

四 (略)

別表第六(第四十五条関係)

(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の18に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の43に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11 (略)

12 「駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の42に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の79に規定する行為のうち

四 (略)

別表第六(第四十五条関係)

(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11 (略)

12 「駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の43に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の80に規定する行為のうち

、 13 に規定する行為以外のものをいう。

15  
} 22 (略)

三 (略)

、 13 に規定する行為以外のものをいう。

15  
} 22 (略)

三 (略)

改正後

改正前

		<p>（道路交通法施行令の規定の読替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第二十六条	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
第二十六条	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

		の六第二号	
(略)	(略)	(略)	法第一百七十七条の二の二第八号
(略)	(略)	(略)	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第一百七十七条の二の二第八号
		の六第二号	
(略)	(略)	(略)	法第一百七十七条の四第三号
(略)	(略)	(略)	運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第一百七十七条の四第三号